**児童相談所音声認識システムの導入及び保守業務に係る**

**企画提案評価基準**

**１ 第一次審査（書類審査）**

　１．企画提案競技の参加者のうち、参加資格を満たしていない者については失格とする。

　２．参加資格を満たしている者が３者以下の場合は、全ての企画提案競技の参加者を第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。

　３．参加資格を満たしている者が４者以上ある場合

　　（１）選定委員会の各委員が、提出された企画提案書について、「児童相談所音声認識システムの導入及び保守調達仕様書」（以下「仕様書」という。）において定義された提案依頼事項を審査する。

　　（２）審査方法については、「２ 第二次審査（プレゼンテーション審査）」に準拠して行うものとし、各委員の評価点を合計して企画提案競技の参加者ごとの得点を算出する。

　　（３）第一次審査の審査項目は、別添「企画提案に係る評価項目及び評価の視点」の審査項目「一次」に○印を付した項目とし、総得点は３０点とする。

　４．選定委員会の各委員による審査結果に基づき、得点の合計の高い３者を、第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できる者として選定する。

**２ 第二次審査（プレゼンテーション審査）**

　１．審査項目

　　（１）第二次審査の審査項目は、別添「企画提案に係る評価項目及び評価の視点」の全ての審査項目とし、募集要項及び仕様書に定義された要求要件を満たしているか否かを審査する。

　　（２）提案内容は文書による意思表示にとどまらず、プレゼンテーションでの説明や質疑に対する回答も含めて審査する。

　　（３）根拠、実現方式等が明瞭に記載されているかについて審査する。

　２．落札者決定の考え方について

　　（１）一次審査と二次審査の評価項目の点の合計が最も高い者を落札者とする。

　　※一次審査を実施しなかった場合は、二次審査のみの評価項目の点の合計が最も高い者を落札者とする。

　　（２）評価項目の点の最も高い者が２者以上あるときは、見積もり金額の低い者を落札者とする。

　　（３）（２）において価格が同じ場合、くじにより落札者を決定する。

　　（４）審査員が採点した結果、５段階評価うち「１」が付された場合は、審査員の合議により失格とすることがあります。